

## 東日本大震災に係る入学料・授業料の減免について（令和6年度入学者）

釧路公立大学では、東日本大震災で被災され入学を希望する方が、経済的な理由により進学を断念することがないように、被災の状況により次のような減免等を行います。

授業料等負担者の 被災状況等	減免内容		添付書類
	入学料 302,000円	授業料 前期・後期 各267,900円	
○死亡又は6か月以上の疾病による生活困窮	全額免除	全額免除	・市（区）町村長が発行する被災証明書（写） ・死亡の記載がある戸籍謄本又は医師診断書【該当者のみ】
○所有する住宅の半壊（半焼）以上の被害【持家のみ】 ○その他類似事例（流失等）	生活保護受給者又は市（区）町村民税非課税者	全額免除	・市（区）町村長が発行する被災証明書（写） ・市（区）町村長が発行する被災証明書（写）【福島第一原子力発電所の事故のみ】
○福島第一原子力発電所の事故の影響により居住地（政府による避難指定区域に限る）からの避難	上記以外	半額減免	・福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書又は市（区）町村長の発行する市（区）町村民税の課税証明【該当者のみ】
○一部損壊等の被害	60,000円減免	半額減免	・市（区）町村長が発行する被災証明書（写）

※前期授業料等の減免における添付書類のうち、市（区）町村長の発行する市（区）町村民税の課税証明については、令和5年度分（R4.1.1～R4.12.31）のものとなります。

※後期授業料の減免については、再度申請が必要となります。

※「高等教育の修学支援新制度」の授業料減免申請と受付時期が異なりますのでご注意ください。

※「高等教育の修学支援新制度」による授業料減免を申請した（これから申請する）方も、「東日本大震災に係る減免」の申請は忘れずに行ってください。「高等教育の修学支援新制度」の対象外となった場合でも、「東日本大震災に係る減免」が認められる場合があります。

【お問い合わせ】

釧路公立大学事務局学生課

電話：0154-37-5091